

平成24年度第2回（第18回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成24年7月5日（木） 於：外務省202号会議室	
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	1/6 件	審査対象： 平成23年度第4四半期
一般競争方式（上記以外）	3/61 件	
指名競争方式	0/4 件	
企画競争に基づく随意契約方式	3/19 件	
公募に基づく随意契約方式	0/0 件	
その他の随意契約方式	3/36 件	
合 計	10/126 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他		

別紙

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見等なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見等なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>①－1「次期旅券作成機試作機の製造」業務委 嘱（一般競争入札：政府調達）</p> <p>○本件は、低入札価格調査制度の調査対象案件 となっているが、予定価格はどのように設定 したのか。また、落札金額は事業者側の努力 か。</p> <p>○当該試作機の設計・開発製造後の実機製造契 約は、本件事業者となるのか。</p> <p>○現行の旅券作成機との関係から、次期試作機 製造会社は同一となるのか。</p>	<p>●予定価格の設定は、仕様について意見招請を行 い、複数者の意見を反映させ、また5者から参 考見積もりを徴収し、精査の上、設定したもの であり、妥当な価格と認識している。</p> <p>落札金額については、当該落札業者による旅券 機器分野での開発等技術面で経験・実績から必 要最低限なコストで応札が可能となったものと 認識している。</p> <p>●本件機器の調達要件において、実機の製造契約 については、右製造価格が試作機製造の価格を 上回らないとする条件で、本件事業者と契約を することとなっている。</p> <p>なお、実機の価格については、一般競争入札に より競争原理が働いている。</p> <p>●仕様要件を満たせば、現行の機器との継続性に 拘る必要はなく、ゼロベースでの設計・開発と いう前提である。</p>

委 員	外 務 省
<p>②-31「ロシア公務員養成講座（日本における薬事政策及び行政）開催」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○本件事業は、今までにどれくらい行われているのか。</p> <p>○本件事業の目的には、ロシアにおける経済改革の強化に対する我が国の支援協力の一環であり、親日派の養成ということにも寄与する由であるが、本事業のフォローアップはどのようにしているのか。</p> <p>○次回の事業者選定の際には、過去の開催における実績等を理由に選定されるのか。</p> <p>○本件事業の費用負担はどうなっているのか。</p> <p>○本件事業のテーマはどのように選定されるのか。</p> <p>②-59「地図データ」の購入（一般競争入札）</p> <p>○本件のような地図データは、市販されていないものと思われるが、一般競争入札とする案件であるのか。</p>	<p>●本件事業は1991年から実施しており、のべ約700名近くのロシア公務員に対し研修、講座を開催した。</p> <p>●本件事業は我が国の支援協力の一環であると共に、相互理解を育み、日露間の多分野における関係構築の一つのチャンネルの確保するための有益な事業と認識している。フォローアップとしては、本件事業への参加者に対して成果を聞くことは勿論、受講者リストなどを整備し、経済分野などの情報収集や協議の際におけるコンタクト先として有効に活用している。</p> <p>●基本的に本件は一般競争入札を行うことから、過去の実績等が入札に反映されることはない。他方、全く研修受入の経験がない者が落札すると業務上、支障を来す可能性もあることから、例えば、業務仕様書には研修受入の実績の有無、またロシア語の翻訳、通訳業務の質の高さなども重視し、受託先に求められる条件としている。</p> <p>●本件開催における負担は、ロシア側は我が国までの旅費を負担し、日本国内における受入費用は我が国が負担している。</p> <p>●ロシア側の要望はもとより、どのようなテーマであれば、我が国としても戦略的価値を有し、かつ、ロシア側に有意義な研修、講座を提供出来るかを念頭に選定している。</p> <p>●本件地図データは、その解像度が相当高くないければならないことから、取扱事業者が少ないものの、仕様を満たせばいかなる事業者でも構わないものであり、過去に2者の応札があった</p>

委 員	外 務 省
<p>②-60「海上安全保障における信頼醸成に関する国際ワークショップ」開催業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○本件参加国の選定、及び航空券の購入方法はどのようにしたのか。</p> <p>○本件入札には、2者より「入札審査に必要な書類」の提出があったが、うち1者が不適合となった由であるが、どのような事由で不適合となったのか。</p> <p>④-1「対日理解促進のための招へい事業（外国プレス）『東日本大震災後の復興に向けた日本の歩み（欧州グループ）』業務委嘱（企画競争）</p> <p>○本件の視察紹介先に、東北地方（岩手県平泉、宮城県松島）の他に和歌山県とあるが、この趣旨は。</p> <p>○記者の選定はどのようにされたのか。 また、反応はどのようなものであったのか。</p>	<p>ため、競争性があるとの判断から、一般競争入札を行っている。</p> <p>●本件ワークショップは、アジア太平洋地域における海上安全保障をテーマにしたものであり、今後の同地域における信頼醸成のあり方について議論する上で、この分野での我が国近隣国、また他の地域における信頼醸成への取り組みを参考とする目的で、欧州、米国等の有識者も招へいした。</p> <p>航空券の購入は、参加国にある我が国在外公館と本件事業者による航空券手配の比較で廉価な航空券を購入した。</p> <p>●審査に必要な書類の未提出があり、当該事業者は右を指摘したが、期限内に提出がなかったためである。</p> <p>●本件事業は、東日本大震災後の風評被害対策の一環として、我が国ブランドの復活・強化を目的に我が国観光資源をアピールするために欧州の記者を招へいした。</p> <p>視察先に和歌山県高野町を紹介した理由としては、我が国全体が危険という風評被害を解消するためにも東北地方以外の地域も紹介した。</p> <p>●被招へい対象国は、他省庁事業と重複しないように、日本政府観光局（JNTO）オフィスが所在しない国を対象とし、当該在外公館の推薦を得て選定した。反応としては、計24件の記事掲</p>

委 員	外 務 省
<p>④-11「海外向けテレビドキュメンタリー番組の制作及び放映」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○本件番組は、どのように放映されたのか。</p> <p>○番組制作会社によって、どのように放映されるかも違ってくるかと思うが、この点も含め事業者の選定としているのか。</p> <p>○放映したことのフィードバックはどのようにしたのか。</p> <p>○今回作成した番組を外務省のホームページなどでも活用したのか。</p> <p>④-15「観光誘致関連啓発品（手提げ袋）」作成契約（企画競争）</p> <p>○市販されているような手提げ袋とはどのように違うのか。</p> <p>○本件への競争参加資格はA～Dまでの等級格付け者が対象となっているが、その理由は。</p>	<p>載がなされ、観光地についてはその魅力を、また被災地については事実を淡々とルポ的に報告がなされ、全体として本事業の目的は達成されたものとする。</p> <p>●CNNを通じて、全世界で放映された。具体的には、30分番組は3月9日～11日、及び18日の毎日1～2回、また短縮版（5分）は3月4日～9日の毎日2～3回、計15回放映された。</p> <p>●各国ビジネス関係者、指導者層等をメインターゲットとし、全世界で放映することなどを本件業務仕様書に明記し、企画競争に付し、評価選定している。</p> <p>●CNNの日本特集ウェブサイトへの視聴者からのコメント、また風評被害対策が必要な24カ国における世論調査を実施するなど、広報を行ったがゆえに、反応がどのように変化しているかなどの把握を行っている。</p> <p>●本件番組の著作権はCNNにあることから、当省ホームページでは活用できないが、番組収録したDVDを在外公館に配布し、講演会などの広報活動等で活用している。</p> <p>●本件手提げ袋は、我が国に対する理解を深める一つ的手段として活用することを目的としていることから、我が国を紹介するに相応しいデザイン、当省のロゴなどを入れている。</p> <p>●我が国を紹介するに相応しいデザイン、またオリジナル性を確保する必要から、企画競争に付した案件であり、よって広く企画を募る観点から、右格付け対象者を競争参加資格としたものである。</p>

委 員	外 務 省
<p>⑥－6「査証WAN法務省連携機能強化開発」 業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本件開発とはどのようなものなのか。</p> <p>○本件は、法務省、在外公館においても行われるのか。</p> <p>⑥－11「日米硫黄島戦没者合同慰霊追悼顕彰式チャーター機運行」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○一般競争入札の不調による随意契約となった由であるが、その理由は。</p> <p>⑥－34「ラオス首相一行接遇（宿舎等契約）」 （随意契約）</p> <p>○賓客の要望でホテルが決定される由でもあるが、ホテルの選定に競争が働かないのか。</p>	<p>●入国管理上問題のある外国人の入国を阻止するため、当省と法務省とは査証発給情報、在留資格認定証明書の発給情報等を共有しているところ、査証発給審査、入国審査等の一層の効率化、迅速化、厳格化を図り、国内治安維持のための水際対策強化に資するべく、更なる法務省との連携強化の実現のために、査証WANの改修を行うものである。</p> <p>●法務省は、独自に対応している。 また在外公館においては、査証作成が必要な公館と同時期に改修を行っている。</p> <p>●昨年度においては、前年度まで使用していた機体が耐用年数経過により使用できず、新機種での運用となったことにより、機体使用料が上昇したことから、本予定価格内での応札が不調となり、結果、随意契約となったものである。今後の予定価格の算定は右点を踏まえ検討する必要があるものと思料する。</p> <p>●我が国賓客への対応ということもあり、ホテルに対しては食事、言葉、警備、部屋の格式、受入れ経験などが考慮され、また、当省と協力して受入れ準備を行う当該賓客国の在京大使館のロジ面の関係もあり、結果、限定的なものとなる。</p>